

根室市地域活動支援センターきらきら

運 営 規 程

根室市地域活動支援センターきらきら運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望の家が開設する根室市地域活動支援センター(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障がい者及び障がい児(以下「利用者」という。)又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者又は障がい児の保護者(以下「利用者等」という。)の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療・福祉サービスを提供する者等との緊密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 根室市地域活動支援センターきらきら
- (2) 所在地 根室市昭和町2丁目115番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理責任者 1名(非常勤)
管理責任者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤)
サービス管理責任者は、事業所としての役割を充分認識し、指導員と協議のうえ、利用者のサービス計画策定、サービス提供を管理する。
- (3) 指導員 3名
指導員は、利用申込みに係る調整や利用者からの相談対応、サービスの提供等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、12月31日から翌年1月3日まで及び国民の祝日を除く。
金刀比羅神社祭典8月10日・11日はお休みとします。
- (2) 営業時間 午前9時から午後4時30分まで。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

(サービス内容)

第7条 サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 創作的活動
- (2) 生産活動の機会の提供

(3) 社会との交流の促進

(利用者から受領する費用の額)

第8条 事業所は、利用者に該当サービスを提供した場合は、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 教材費 無 料

(2) 昼食費 希望者に実費で提供1食 650円(お弁当持参でも可)

2 前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に交付するものとする。

3 第1項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について、説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスを利用するに当たり、次の事項を遵守するものとする。

(1) 日常生活は、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るように努めなければならない。

(2) 他人に迷惑をかけず、相互の融和を図るように努めること。

(3) 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身のまわりを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。

(4) 建物や備品及び貸与の物品は大切に扱うよう努めること。

(5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、現にサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の変化が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(2) 利用者が、心身の健康を保つため、服薬の促し介助等は、利用者と事業者が綿密な協議の上、利用者本人、保護者の承諾のもと行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

苦情受付窓口

(①)施設長 (藤根 元吉) 電話24-3934 FAX24-3954

(②)北海道福祉サービス運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会内)

【所在地：〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7(3階)】

電話011-204-6310

(その他運営に関する重要事項)

第13条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 事業所は、利用者に対する地域活動支援センター事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(1) 提供したサービスの具体的な内容等の記録

(2) 苦情の内容等の記録

(3) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(4) 市への通知に関わる記録

(委 任)

第14条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人希望の家と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から一部を改正して施行する。